

茨城県食品衛生及び環境衛生業務システム導入等業務に係るプロポーザル評価基準書

令和6年2月9日

生活衛生課

「茨城県食品衛生及び環境衛生業務システムの調達」に係るプロポーザル評価の方法は次のとおりとする。

1 最適プロポーザルの選定方法

プロポーザルの提出者に要求される資格要件に係る申立書（様式3-1）を審査し、適合している提案者のプロポーザルにおいて、要求事項への評価及び見積書（見積内訳書を含む。）による価格評価を行い、原則として評価点が最も高いプロポーザルを最適プロポーザルとして選定し、最適プロポーザルを提出した者を優先交渉者とする。

また、次に評価点が高いプロポーザルを提出した者のうち、県が適切と判断した者を次点交渉権者とする。

2 得点配分

項目	評価項目	得点配分	配分割合
技術評価点	要求事項への評価	1,766点	約70%
価格評価点	見積額（見積書の金額）による価格評価	750点	約30%
合計評価点	技術点と価格点の合計	2,516点	

3 要求事項への充足度評価（技術評価点）

提案書及びプレゼンテーションの内容に基づき、以下の方法により評価し、技術点とする。

（1）評価項目

評価対象の仕様書項目について、仕様書に定義された要求事項を満たしているか否かを判定する。なお、提案内容は文書による意思表示にとどまらず、根拠、実現方式等が明瞭に記載されていること。

（2）評価

評価項目一覧表（評点表）の評価基準に基づき、提案の内容を評価する。

（3）評価方法

ア 機能要件

採点基準	配点
標準機能として有する	○（マル）1つにつき2点
カスタマイズ又は代替案による機能追加	○（マル）1つにつき1点
機能が無く代替案も示されていない	○（マル）1つにつき0点

イ 機能要件以外

技術点は、別紙の評価項目一覧表に示す評価項目ごとに以下の区分により評価を行い、評価項目に掲げた係数を乗じた値を評価項目ごとの内容点とし、その合計点とする。

評価	A	B	C	D
	非常に優れている	優れている	やや不十分である	不十分である
評価	評価基準に照らして特筆すべき秀逸な提案が含まれている。	評価基準に照らして優れた提案になっている。	評価基準に照らしてやや劣る提案となっている。	提案内容が不十分か、提案に関する記載がない
配分	100%	70%	30%	0%

(4) 技術点算出方法

各審査員の技術点の平均値とし、小数点以下第2位切り捨てとする。

4 見積書による価格評価（価格評価点）

価格評価点 = 配点 × (1 - 当該事業者の見積額 / 事業費の上限額)

(端数処理については、1点未満は切り上げる)

(注意) 提案者の見積額が、茨城県食品衛生及び環境衛生業務システムの調達に係るプロポーザルの公募に関する説明書「13 業務の規模」の上限額を超えた場合は、0点(失格)とする。

【公募に関する説明書抜粋】

13 業務の規模

(1) 本事業に係る費用の上限額は以下のとおりとする(消費税及び地方消費税を除く)。

想定利用期間(契約締結の日から令和12年3月31日)における事業費の上限:41,050千円
うち令和6年度支出可能額 :20,280千円

なお、この金額は、予定価格を示すものではなく、事業内容の規模を示すものであり、予定価格はこれを下回る場合があることに留意すること。